

モバイル市場の公正競争促進に関する取組について

平成30年8月
総務省
総合通信基盤局
料合金サービス課

- 現在のモバイル市場は、大手携帯電話事業者（MNO）3グループが約9割のシェアを占める寡占的状況ではあるが、MNOから設備を借りてサービスを提供する事業者（MVNO）がシェアを約10%まで拡大している。



➡ **利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できるよう、MVNOを含む事業者間の競争を促進する必要。**

I 趣旨

モバイル市場におけるMVNOを含めた事業者間の公正な競争を更に促進し、もって利用者の需要に応じた多様なサービスの提供や料金の低廉化を通じた利用者利益の向上を図るための方策について検討を行う。

II 検討事項

1. 大手携帯電話事業者とMVNOとの間の同等性の確保
2. MVNO間の同等性の確保

III 構成員

(座長)	新美 育文	明治大学法学部 教授
(座長代理)	相田 仁	東京大学大学院工学系研究科 教授
	池田 千鶴	神戸大学大学院法学研究科 教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	北 俊一	株式会社野村総合研究所 コンサルティング事業本部パートナー
	関口 博正	神奈川大学経営学部 教授

IV スケジュール

平成29年	平成30年				
12月	1月			4月	
【12/25(月)】 第1回 現状報告 意見交換	【1/15(月)】 第2回 ヒアリング①	【1/22(月)】 第3回 ヒアリング②	【1/30(火)】 第4回 ヒアリング③ 制度について討議	【4/9(月)】 第5回 論点整理	【4/20(金)】 第6回 報告書案

取りまとめを踏まえた措置を順次実施

第2回会合(1/15)	第3回会合(1/22)	第4回会合(1/30)
<p>【MVNO①】 株式会社インターネットイニシアティブ 楽天株式会社 株式会社ケイ・オプティコム MVNOアンケート結果(※)</p> <p>【中古端末事業者等】 リユースモバイル・ジャパン(RMJ) ベイン・アンド・カンパニー・インコーポ レイテッド</p> <p>【消費者団体】 公益社団法人全国消費生活相談員 協会 全国地域婦人団体連絡協議会</p>	<p>【MVNO②】 トーンモバイル株式会社</p> <p>【販売代理店】 一般社団法人全国携帯電話 販売代理店協会</p> <p>【MNO①】 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 UQコミュニケーションズ株 式会社 ソフトバンク株式会社</p>	<p>【MNO②】 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 UQコミュニケーションズ株 式会社 ソフトバンク株式会社 Wireless City Planning株式 会社</p>

(※)計75社にアンケートを送付し、61社から回答。
 その結果を取りまとめたものを事務局から発表。

通信料金の適正化、サービスの改善に向けて、ネットワーク提供条件の同等性確保、中古端末の国内流通促進、利用者の自由なサービス・端末選択の促進の3つの柱を通じて、モバイル市場の公正競争の更なる促進を図る。

<主な課題とそれに対する施策の提言>

ネットワーク提供条件の同等性確保

- 関連MVNOやサブブランドの料金・品質（速度）の妥当性

→MNOの料金とコストの関係、MNOグループ内の「ミルク補給」を検証。

→MNOがトラヒックの不当な差別的取扱いを行わないことを担保（省令改正）。

- 接続料算定の適正性

→BWAサービスの提供のためにも用いる設備のコスト算定の厳正化（KDDI・ソフトバンクに対し3月22日に文書手交）。

- 事業者間移転（MNP）の円滑化

→事業者間移転時に移転元からの引き止め機会のない手続きが可能となるよう、MNOにおけるウェブによる手続を実現（ガイドラインに明示）。

- MNOの迷惑メール設定におけるMNOとMVNOの同等性

→MVNOからのメールが受信拒否されないための基準をMVNOに提示するようMNOに要請。

中古端末の国内流通促進

- 中古端末の国内市場への流通

→MNOによる中古端末の国内市場での販売制限が業務改善命令の対象となることを明確化（ガイドラインを策定）。

- 中古端末のSIMロック解除

→MNOが中古端末のSIMロック解除に応じることを確保（SIMロック解除ガイドラインを改正）。

- 中古端末の国内取引市場の形成

→幅広く安心して取引ができる中古端末の取引市場の形成・発展に向けた関係者間の協力を後押し。

→中古端末や修理部品の格付けについて、民間の共通指針の策定を後押し。

→関係者による中古端末の流通阻害要因の排除に向けた取組（盗品の排除等）を後押し。

→MNOにおける盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開を実現。

利用者の自由なサービス・端末選択の促進

- 利用者の利用期間拘束

→2年契約満了時点までの違約金及び25か月目の料金のいずれも支払わない解約を、MNOにおいて実現。

→MNOに対し、自動更新の有無による提供条件の格差の縮小について検討を要請。

→残債免除等施策の提供条件について、消費者保護ガイドラインにおいて契約前説明の対象と明示。

- 利用者による利用実態に合わせたサービス選択

→過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例を利用者に案内するようMNOに要請。

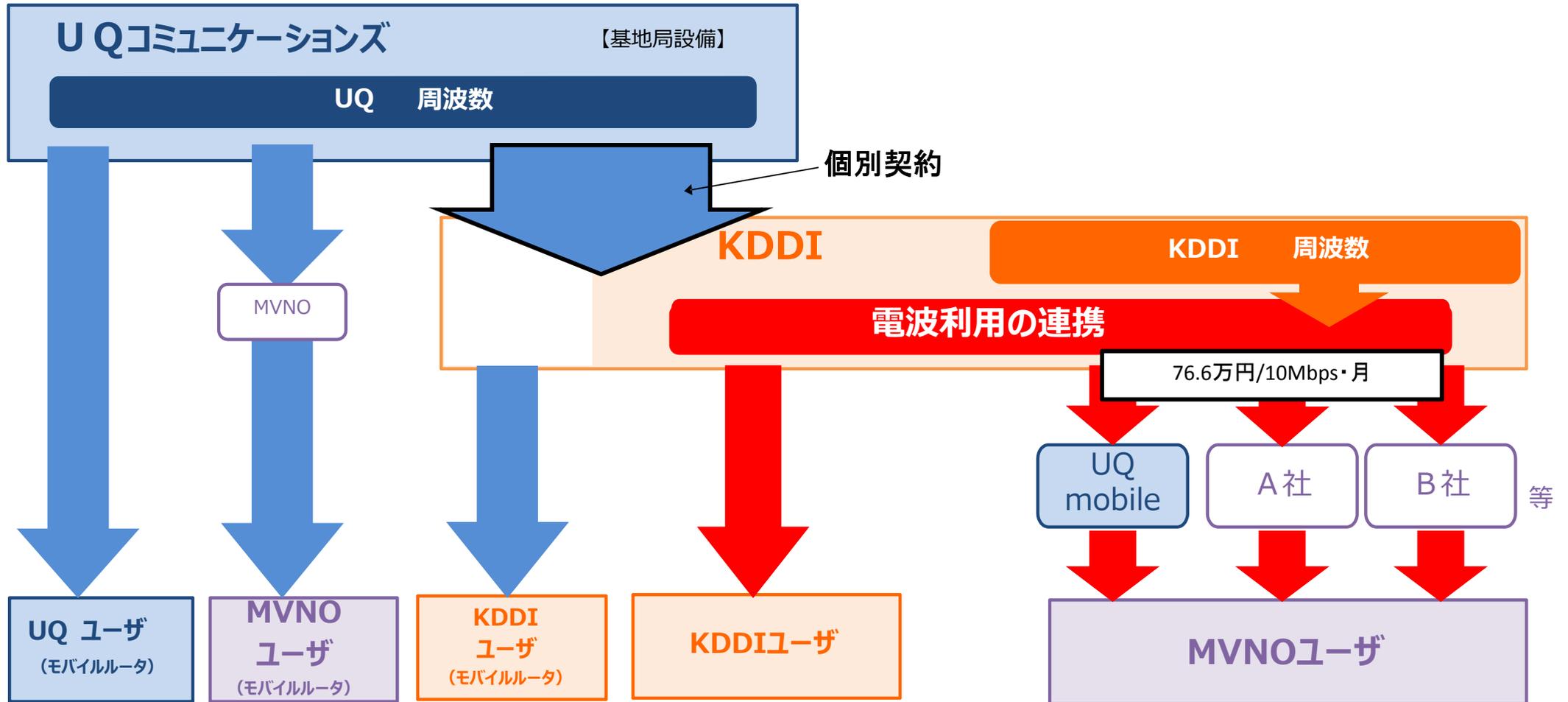
- MNOから販売店への値引き等に関する実質的指示等

→MNOによる販売店に対する端末代金の販売価格やその値引き額の実質的指示は、業務改善命令の対象となることを明確化（ガイドラインを策定）。

→公正取引委員会との連携を図る。

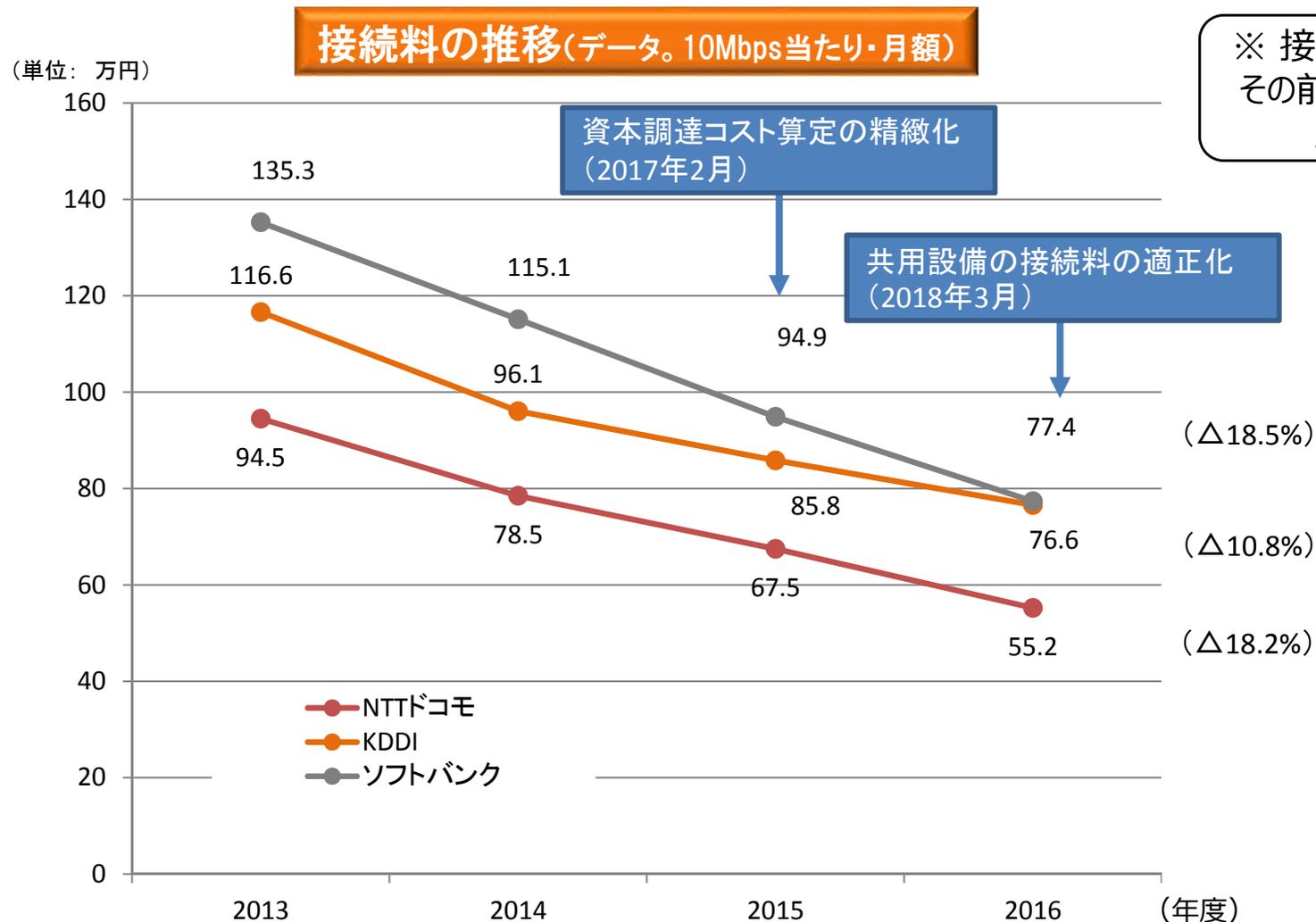
○アウトプットに関して、フォローアップのための体制を立ち上げ、公正取引委員会等との連携を図る。

- ❑ MNOの料金とコストの関係、MNOグループ内の「ミルク補給」を検証。 → 今後検証予定。
 - ❑ ネットワーク提供条件に関する接続のルールを検討。 → 今後検討予定。
 - ❑ MNOがトラヒックの不当な差別的取扱いを行わないことを担保。
- MNOがネットワーク管理において不当な差別的取扱いをしないことを接続約款に明記することを内容とする事業法施行規則の改正案について意見募集を実施済み。審議会の答申を得て9月に改正予定。

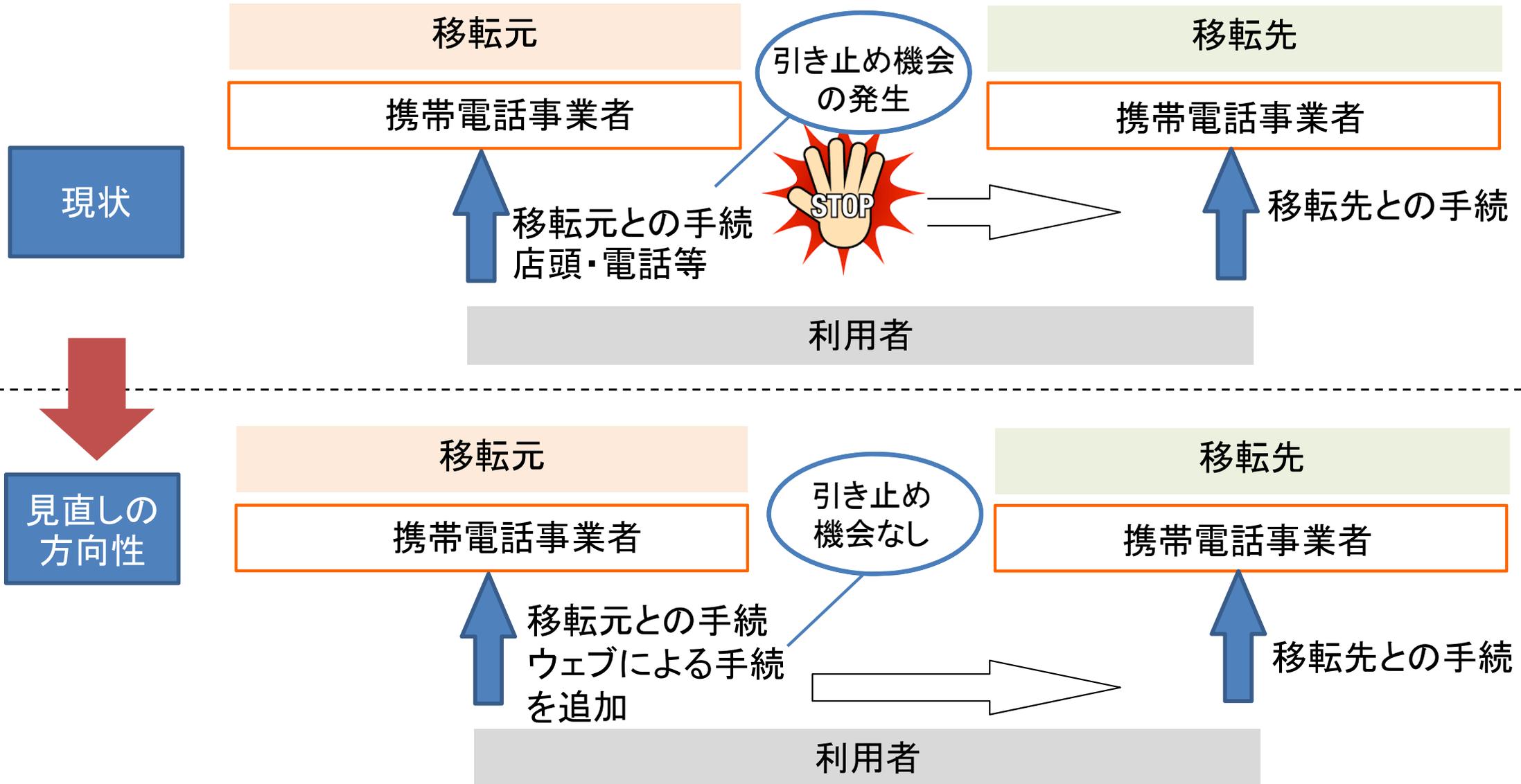


モバイル接続料の適正な算定

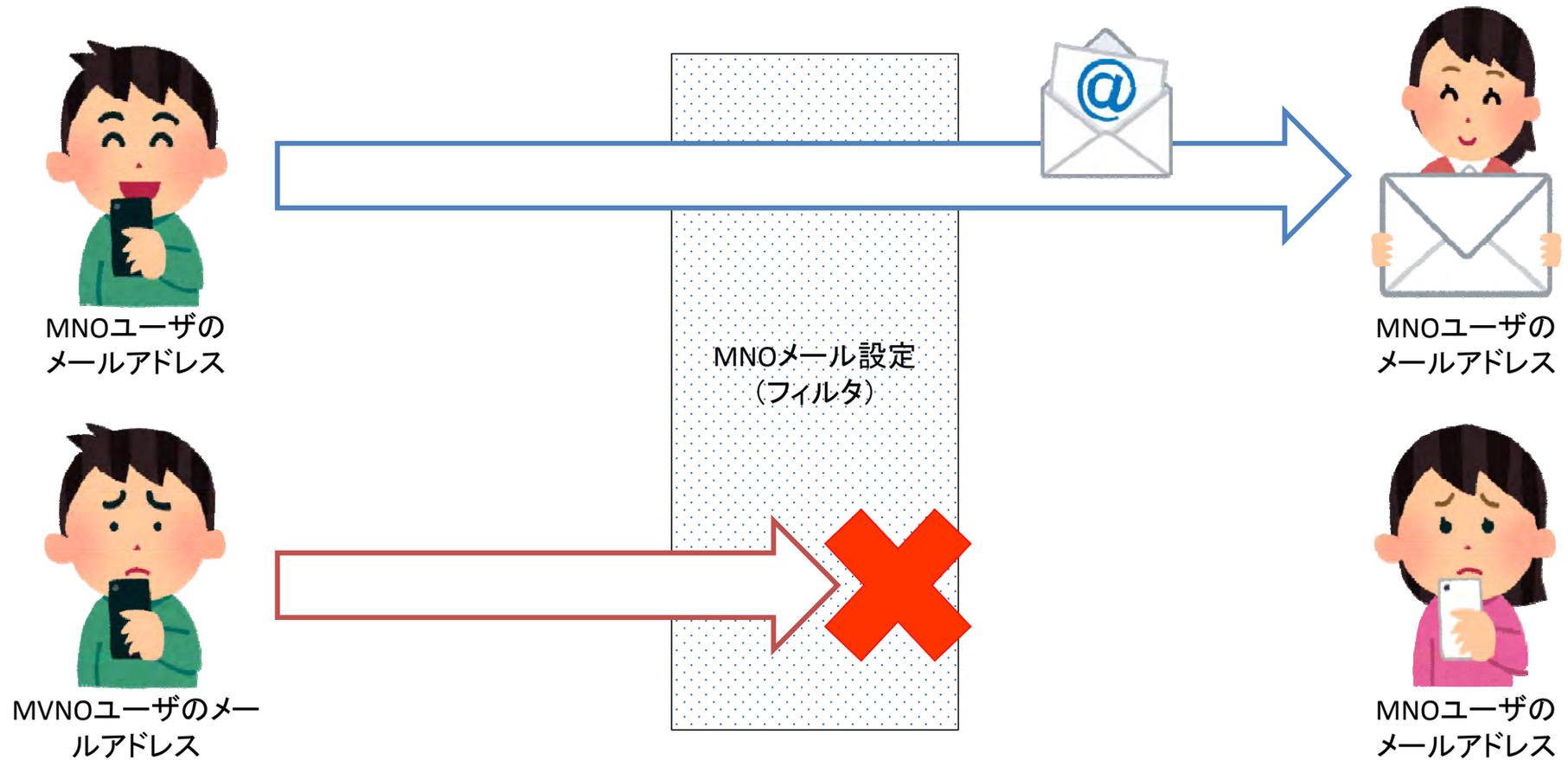
- 検討会の検討結果を受け、グループ内BWA事業者と共用するMNO設備の接続料の適正な算定をMNOに要請（3月22日）。3月23日届出のMVNOが支払う接続料（2016年度適用。データ）は対前年度比約11～19%低減化。
- MVNOが支払う接続料（データ）は、2015年9月の総理指示時点（2013年度適用接続料）と比べ、3年間で約34～43%低減化。



- 事業者間移転 (MNP) 時に移転元からの引き止め機会のない手順が可能となるよう、MNOにおけるウェブによる手続を実現 (ガイドラインに明示)。
→ ガイドライン改正案 (「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」) について意見募集を実施済。近日中にその結果と共に、改正について公表予定。

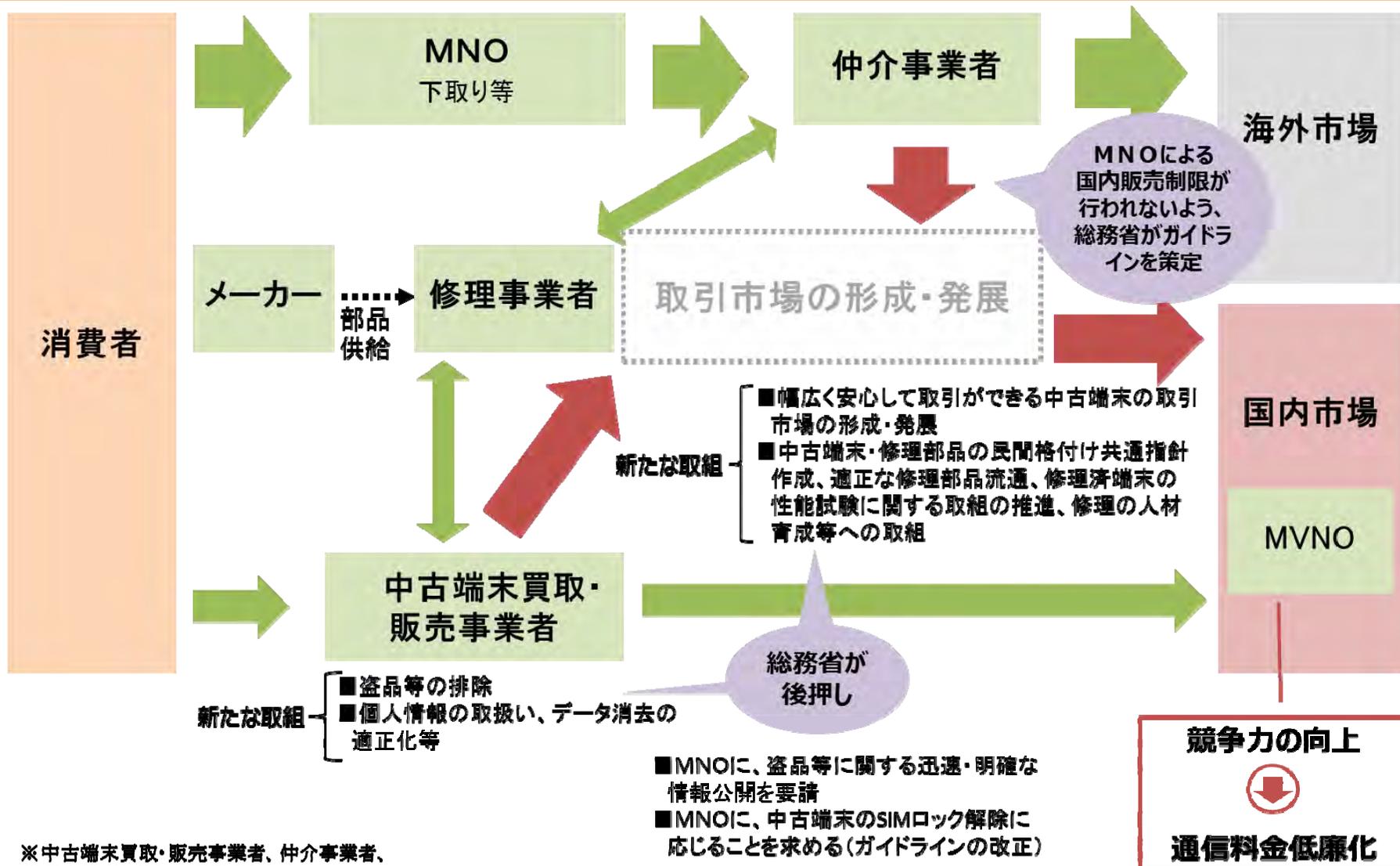


- メールの受信に必要なセキュリティ基準をMVNOに提示するようMNOに要請。
→ 6月6日付けで書面による行政指導を実施。



中古端末の国内流通の促進

- ❑ MNOによる中古端末の国内流通制限を禁止するため、ガイドラインを改正する予定。
- ❑ MNOによる中古端末のSIMロック解除の実施を確保するため、ガイドラインを改正する予定。
→ガイドラインの改正案（「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」）について意見募集を実施済。近日中にその結果と共に、改正について公表予定。
- ❑ 中古端末の国内流通促進に向けた関係者間協議を後押し。 →次ページ参照。



中古端末の普及促進に向けた取組

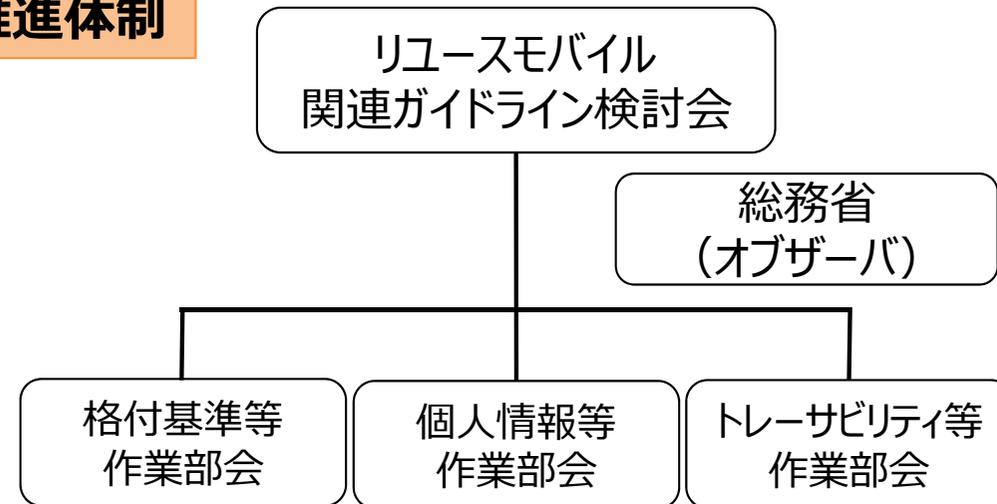
～「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」の立上げ～

- 中古端末関連団体(※)は、平成30年7月6日、「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」を立ち上げ、中古端末の国内流通促進に向けた関係事業者による検討を開始。
- 検討会では、まずは中古端末取扱事業者向けの民間ガイドラインを策定（秋頃予定）し、当該ガイドラインの運用と適用拡大に取り組み、その後、人材育成プログラム・民間資格制度を検討するなど、中古端末の普及拡大に向けて連携する予定。
- 総務省は、これまで、検討会立上げに向けて関連団体と意見交換を実施。検討会にもオブザーバとして参加し、引き続きその取組を後押し。

民間ガイドラインのポイント

1. リユースモバイルの格付け基準、機能・性能の確認方法について
2. リユースモバイルの個人情報の取り扱い、データ消去について
3. リユースモバイルを扱う企業が具備することが望ましい要件、リユースモバイルを扱う人材の育成について

推進体制



(※) 中古端末関連団体の概要

○リユース・モバイルジャパン(RMJ): 中古携帯端末を販売する事業者の団体。中古携帯端末の認知度向上に向けた広報活動や、会員企業向けのガイドライン(適切なデータ消去方法等)策定等を実施。

加盟事業者:(株)携帯市場、(株)ゲオ、(株)TSUTAYA、(株)日本テレホン、ブックオフコーポレーション(株) など全14社

○携帯端末登録修理協議会(MRR): 携帯端末修理業者及び関連事業会社で構成される団体。会員企業向けの修理部品の品質ガイドラインの策定等を実施。総務省がオブザーバ。

加盟事業者:Asurion Technology Japan(株)、(株)オークネットデジタルプロダクツ、モバイルケアテクノロジーズ(株)、大手携帯電話事業者、国内端末メーカーなど全52社

利用者の利用期間拘束について

- MNOによる期間拘束（いわゆる「2年縛り」）契約について、契約満了時点までの違約金又は25か月目の料金のいずれも支払わない解約をMNOにおいて実現。
→ 6月6日付けで書面による行政指導を実施。

○NTTドコモ

期間拘束なし：4,200円

（違約金なし）

2年契約：2,700円

（違約金：9,500円）

更新月
2ヶ月

2年契約：2,700円

（違約金：9,500円）

更新月
2ヶ月

期間拘束なし：2,700円

（違約金なし）

※ドコモは、2年契約が自動更新するプランについて、更新時に3,000ポイントを付与するとともに、利用年数に応じた割引を実施。

○KDDI、ソフトバンク

期間拘束なし：4,200円

（違約金なし）

2年契約：3,000円

（違約金：9,500円）

2年契約：2,700円

（違約金：9,500円）

更新月
2ヶ月

2年契約：2,700円

（違約金：9,500円）

更新月
2ヶ月

期間拘束なし：4,200円

（違約金なし）

更新月
2ヶ月

2年契約：3,000円

（違約金：9,500円）

期間拘束なし：3,000円

※KDDIは、2年契約が自動更新するプランについて、更新時に3,000円のギフト券を付与。また、いずれのプランについても、利用年数に応じてポイントを付与。

※ソフトバンクは、期間拘束のないプランを除き、更新時に3,000ポイントを付与するとともに、利用年数に応じて割引又はポイント付与。

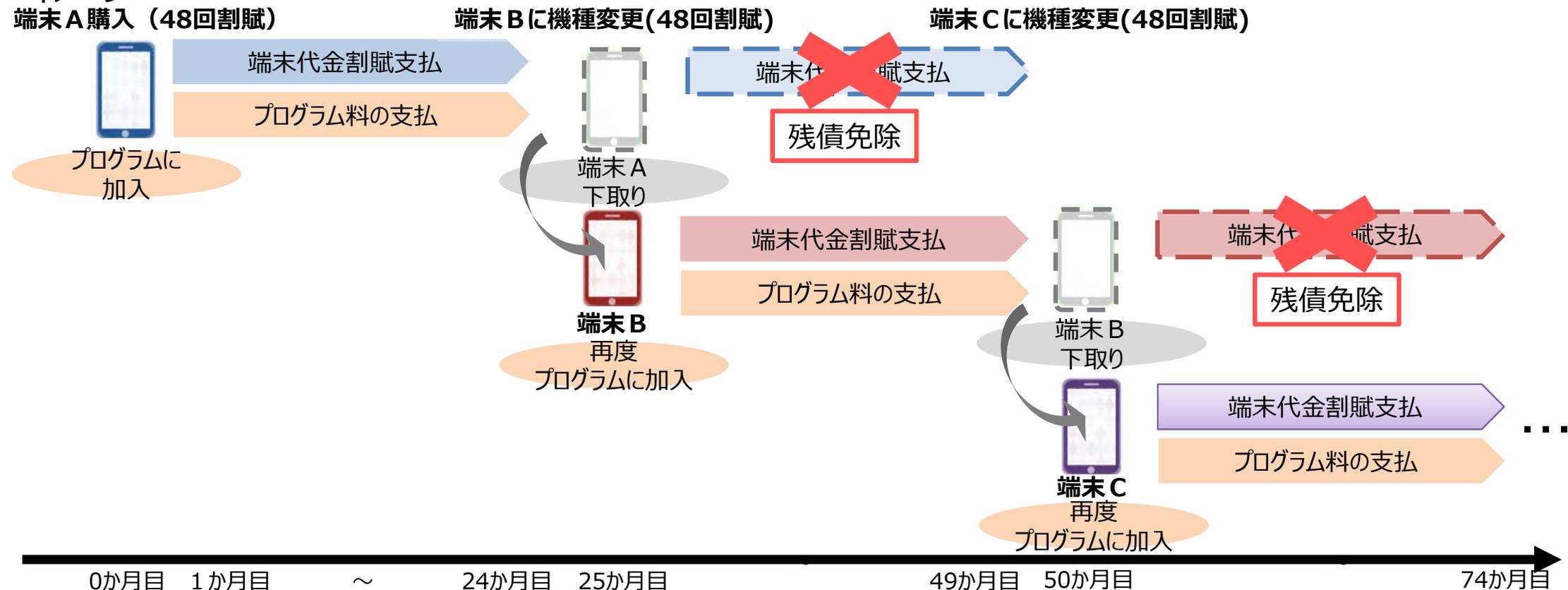
いわゆる「4年縛り」の提供条件に関する利用者への説明

「4年縛り」と呼ばれる残債免除プログラムの提供条件について、大手携帯電話事業者や販売代理店による契約前説明の対象とするガイドライン改正案（「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」）について意見募集を実施済。近日中にその結果と共に、改正について公表予定。

<いわゆる「4年縛り」について>

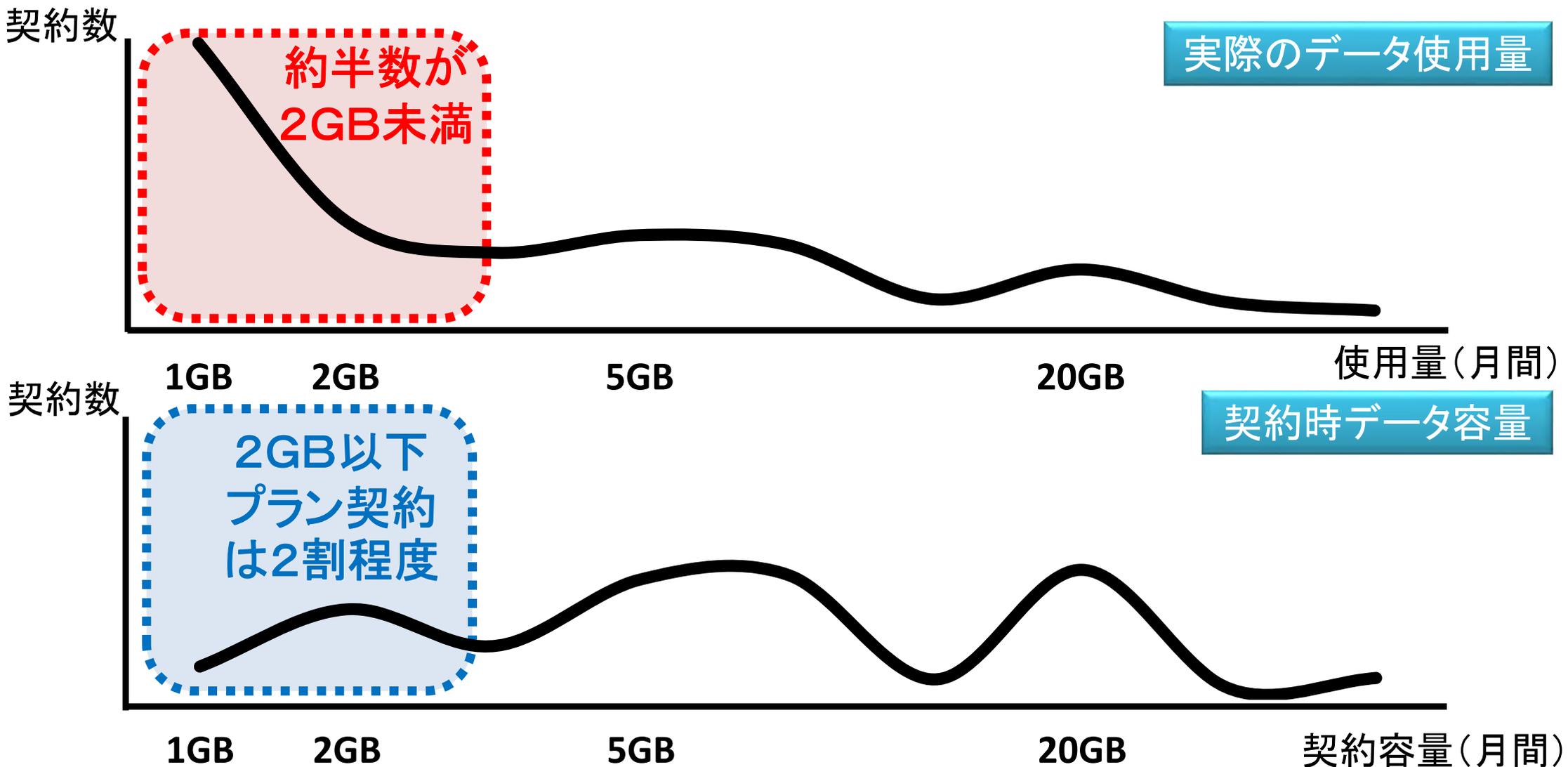
- 平成29年、KDDI（7月）及びソフトバンク（9月）は、**指定端末の48回割賦での購入及び指定料金プランへの加入**を加入条件としたオプションプログラムを提供開始。
- 当該プログラムは、以下の条件を満たす場合に、**旧端末の割賦残債を免除**するもの。
 - 25か月目以降に**旧利用端末を下取り**に出して**機種変更**を行うこと
 - **機種変更後も新端末についてプログラムに加入すること**（※両社とも撤廃の方向）

<イメージ>



利用者による利用実態に合わせたサービス選択

- スマートフォンデータ通信量について、実際の使用量は約半数のユーザで2GB未満だが、1GBや2GBのプランを契約しているユーザは2割程度にとどまっており、利用実態と契約プランとの間で乖離が生じている（平成30年3月末時点）。
 - 乖離が生じている利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が適正となる料金プラン例を案内するよう、6月6日付けで書面による行政指導を実施。



- MNOによる販売店に対する端末代金の販売価格やその値引き額の実質的指示を禁止
→ガイドライン改正案（「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」）について意見募集を実施済。近日中にその結果と共に、改正について公表予定。

